

2014. 5. 17

佐鳴台協働センター

佐鳴台地区社会福祉協議会

総会資料

次 第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

第1号議案 平成25年度事業報告

第2号議案 平成25年度決算報告

第3号議案 平成26年度役員の選任

並びに組織案

第4号議案 平成26年度事業計画案

第5号議案 平成26年度予算案

4. 地域包括支援センターの役割

5. 閉会

第1号議案 平成25年度佐鳴台地区社会福祉協議会事業報告

25年度は、世代間交流に視点を当てた。子ども会や老人クラブを巻き込んで、柏餅づくり、協働センターまつりの「昔の遊び」、餅つき体験をとおして世代間の交流の好ましい流れが見えた。各自治会における防災訓練やまつりなどの行事の中にすでに好ましい流れができてきている。中でも中学生の様々な場でのボランティア活動を見ていると先が明るく思われる。こうした交流の流れが地域のいろいろな活動をとおして「安全で安心して住める街づくり」の柱になり、絆となってくれると思う。

事業名	実施月	活動内容
調 独居高齢者等調査	7. 8	◎ 敬老会対象者中特に独居高齢者を中心に災害時要支援者を確認できた。
	1 2	◎ 独居の後期高齢者を対象とした「新春を寿ぐ昼食会」の案内を届けながら、各人のご機嫌を伺うことができた。
行 長寿を祝うお花見会	4	◎ 65歳以上の住民の健康と長寿を祝うお花見会を実施した。昼食と佐鳴台商店繁栄会の協力でお楽しみ抽選会を楽しんでもらう予定でしたが、あいにくの天候で止むを得ず中止した。(弁当など役員で手分けして配った。)
行 総会	5	◎ 佐鳴台協働センターホールで開催した。
行 敬老会	9	◎ 佐鳴台小学校で自治会連合会と共催する。一昨年度同様チンドンと講談を楽しんでもらった。
活 相談日	水曜日午前中	◎ なんでも相談。「介護保険の不足前 <small>たらずまえ</small> を社協のボランティアで・・・」
活 ふれあいサービス	水曜日午前中	◎ 電話で受付、ボランティアへ連絡。(16人うち6人無料)
活 輪投げ	土曜日午前中	◎ 住民各層に輪投げを広げ、引きこもりがちな方を勧誘した。(協働センター玄関前)
活 健康教室	7.	◎ 65歳以上の住民を対象に熱中症予防対策の話を保健師にしてもらった。
	2	◎ 「歯は禍の元」と題して口腔衛生の大切さについて歯科衛生士から大変参考になる話を聞いた。会場は参加者でいっぱいになった。

<p>活 サロン活動</p>		<p>◎ ヘルスボランティア大地のおしゃべりサロン(6回) ますます参加者が多くなって、にぎやかに和気あいあいと活動できた。(市社協で活動状況を発表)</p> <p>◎ 県住サロン (5回) よく聞く・よく喋る・よく見る・よく笑う・をモットーに愉快地楽しく活動した。</p> <p>◎ 2丁目サロン (8回) 誰でも皆でおしゃべりやゲームで楽しんだ。</p> <p>◎ 3丁目サロン (5回) 誰でも参加でき、勝手に言葉を575と並べてはなるほどと感心したり、考えさせられたり、楽しくできた。</p> <p>◎ 4丁目サロン (8回) おしゃべりサロンをみんなで楽しんだ。</p>
<p>活 親子で柏餅づくり</p>	4	<p>◎ 後期高齢者が講師となり、子育ての親子に昭和の時代の手作りの柏餅の作り方を指導した。餡を炊くことからみんなで柏餅作りを楽しんでいた。意外と礼儀正しく交流が図れた。参加者20名。</p>
<p>活 昔の遊び</p>	10	<p>◎ 協働センターの「ふるさとまつり」の一環として子どもたちと老人クラブの人たちがお互いにけん玉、コマまわし、ぺったん、シャボン玉、おはじき、お手玉、ビーズなど楽しむことができた。特に老人クラブの人の顔のさわやかさが素晴らしかった。世代間の交流の時間が静かに、またにぎやかに流れていた。参加者200名余。</p>
<p>活 世代間交流事業「餅つき大会と輪投げた大会」</p>	12	<p>◎ 大変人気の事業となってきた。参加者は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども・・・・・・・・204名 2. 親・・・・・・・・60名 3. 老人クラブ・・・・29名 合計334名 4. 中学生ボランティア 30名 5. その他ボランティア 10名 <p>でした。老人クラブの人たちが指南役となり、親や中学生が中心となり子どもたちに餅つきを体験させるとともにつきたての餅を食べていた。</p> <p>また、ゲームや昔の遊びも同様にうまく企画でき、盛会裏に終わり目的を果たすことができた。(歳末福祉事業補助金)</p>

<p>活 新春を寿ぐ昼食会</p>	<p>1</p>	<p>◎ ひとり暮らしの後期高齢者を招き、自治会長、民生・児童委員、ボランティアとともに昼食を楽しむことができた。また、余興も楽しんでもらうことができた。毎年の恒例になり、新顔も増えて106名の参加者があった。 (歳末福祉事業補助金)</p> <p>1・2・3丁目 協働センター 県住 県住集会所 4・5・6丁目 協働センター</p>
<p>広 地区社協だより・ニュースの発行</p>	<p>随時</p>	<p>◎ インターネットの「佐鳴の輪」が充実してきた。</p>
<p>研 講演会</p>	<p>1 1</p>	<p>◎ この佐鳴台地区に在住の浜松医大名誉教授の山崎昇先生をお迎えし、「老いてますます元気講演会」として「老後生き生き暮らすための健康法と老後の生活の楽しみ方」のお話をさせていただきました。80名の方がお聞きに来てくれました。「一十百千万」の健康法は強烈な印象として残っています。大変すばらしいお話でした。また、こんなに素晴らしい方がこの佐鳴台にお住になられていることは地域住民として誇り思います。</p>
<p>研 研修会</p>	<p>1</p>	<p>◎ 地区内のボランティアグループを代表して「ヘルスボランティア大地」がサロン活動の実践を市の社会福祉協議会の研修の場で発表しました。</p>
<p>ふれあいコーナーの使用状況</p>		<p>◎ 26年度(1時間以上の使用)は下記の通りでした。</p> <p>1. 社協・・・・・・・・・・45回 2. 民・児協・・・・・・・・・・36回 3. 自治会・・・・・・・・・・62回 4. 子ども会・・・・・・・・・・31回 5. 大地・・・・・・・・・・20回</p> <p>その他1時間以内ではSITが毎週数回記録に残っている。</p>

第2号議案

平成25年度佐鳴台地区社会福祉協議会決算書

収入の部

(円)

科目	25年度予算	25年度決算	増減	記事
市補助金	100,000	100,000	0	浜松市補助金
市社協補助金	103,000	112,930	9,930	地区社協運営費
市社協補助金	140,000	142,000	2,000	地区社協活動費
市社協補助金	250,000	250,000	0	歳末福祉事業'
市社協補助金	20,000	20,000	0	ボランティアコーナー運営
市社協補助金	100,000	100,000	0	サロン運営事業
市社協補助金	15,000	13,800	-1,200	ふれあいサービス事務
連合会補助金	240,000	240,000	0	佐鳴台地区自治会連合会・
その他の収入	50	50	0	預金利息
小計	968,050	978,780	10,730	
繰越金	403,959	403,959	0	26年度花見会資金
合計	1,372,009	1,382,739	10,730	

支出の部

(円)

科目	25年度予算	25年度決算	増減	記事
事務費	100,000	105,936	5,936	事務用品、電話、インターネット他
広報費	150,000	60,639	-89,361	地区社協ニュース発行
活動費	1,000,000	797,028	-202,972	長寿花見会33.3万（弁当500円X380食+ 団子7.9万+お茶+他） ・餅つき大会10万. ・新春を寿ぐ昼食会15.4万 ・活動費（旅費+他）18.2万 ・保険料1.9万
備品費	50,000	0	-50,000	
予備費	72,009	0	-72,009	
合計	-1,372,009	963,603	-408,406	

註：科目間の流用は認めるものとする。

25年度収入－ 文出=1,382,739－963,603=419,136円=26年度繰越金とする。

平成26年4月1日

佐鳴台地区社会福祉協議会
会長 多賀 盈次
会計 笠原 祥充

平成26年4月1日

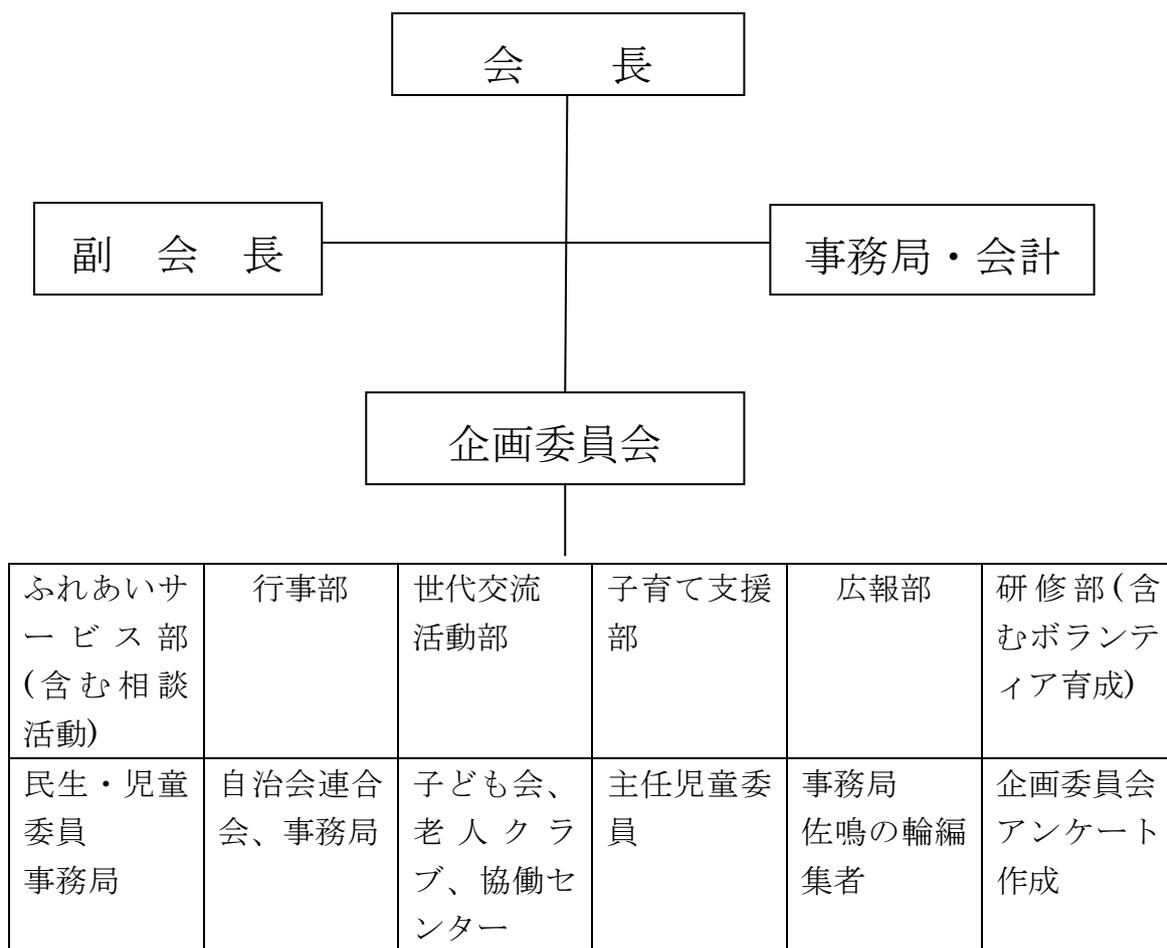
関係書類を精査し、適正に処理されていることを報告します。

佐鳴台地区社会福祉協議会
監事 柳田 宏
監事 金子 憲彦

NO	役職名	氏名	所属団体
1	相談役	横山秀子	佐鳴台小学校長
2	相談役	市川浩教	佐鳴台中学校長
3	相談役	中村伸	佐鳴台協働センター長
4	相談役	伊藤耕一郎	佐鳴台交番長
5	相談役	中条 操	前自治会連合会会長 一丁目老人クラブ会長
6	会長	多賀盈次	自治会連合会会長 二丁目自治会長
7	副会長	鳥居公之	五丁目自治会長 地域安全推進員代表
8	副会長	嶋津歌絵	民生・児童委員総務
9	会計	笠原祥充	自治会連合会会計 民生・児童委員
10	事務局長	織田晴義	元地区社協会長 三丁目老人クラブ会長
11	同次長	高松麻里	民生・児童委員
12	監事	柳田 宏	一丁目自治会長
13	企画委員	坂本眞二	三丁目自治会長
14	企画委員	橋本博行	県住自治会長 民生・児童委員
15	企画委員	金子憲彦	四丁目自治会長
16	企画委員	伊藤常浩	六丁目自治会長
17	企画委員	中村つぎ子	ヘルスボランティア大地
18	企画委員	富永正子	更生保護女性会
19	企画委員	松田守弘	佐鳴の輪編集
20	企画委員	室久えりか	主任児童委員
21	委員	大石文雄	一丁目副自治会長
22	委員	内藤信章	二丁目副自治会長
23	委員	鈴木勝義	三丁目副自治会長
24	委員	豊田嘉代子	県住副自治会長 民生・児童委員
25	委員	高橋祥吉	四丁目副自治会長
26	委員	二橋良彦	五丁目副自治会長
27	委員	梶田重子	六丁目自治会会計
28	委員	中条清美	民生・児童委員
29	委員	竹内俊子	民生・児童委員

30	委員	高柳光雄	民生・児童委員 二丁目老人クラブ会長
31	委員	高柳康広	民生・児童委員
32	委員	岩上京子	民生・児童委員
33	委員	川崎明美	民生・児童委員
34	委員	岡崎喜和子	民生・児童委員
35	委員	向後志都生	民生・児童委員
36	委員	山口かおる	民生・児童委員
37	委員	上口万鶴	民生・児童委員
38	委員	田代正光	民生・児童委員
39	委員	池田友美	主任児童委員
40	委員	渡瀬吉朗	小学校 PTA 会長
41	委員	船山昌和	中学校 PTA 会長
42	委員	花谷雅史	体育振興会長
43	委員	小宮史朗	県住老人クラブ会長
44	委員	石井榮子	四丁目老人クラブ会長
45	委員	山田智子	子ども会連合会長
46	委員	氏原忠喜	佐鳴台商店会繁栄会長
47	委員	鈴木成欣	佐鳴台小学校校医
48	委員	高平健一郎	佐鳴台中学校校医
49	委員	太田恵子	佐鳴台公民館同好会講師

佐鳴台地区社会福祉協議会組織



第4号議案 平成26年度佐鳴台地区社会福祉協議会事業計画

事業名	実施月	活動内容
調 独居高齢者等調査	7. 8	◎ 敬老会対象者中特に独居高齢者を中心に災害時要支援者を確認する。
調 アンケート調査用紙作成	8	◎ 前回の調査（2005. 8）から9年が経って、地域の状況も変化している。前回の調査項目を見直しながら来年度アンケートが実施できるよう調査委員会を立ち上げ、準備にとりかかる。
行 長寿を祝うお花見会	4	◎ 65歳以上の住民の健康と長寿を祝うお花見会をじっしする。昼食とお楽しみ抽選会（自治会・社協）を楽しんでもらう。（参加者400名）
行 総会	5	◎ 佐鳴台協働センターホールで開催する。
行 敬老会	9	◎ 佐鳴台小学校で自治会連合会と共催する。
活 相談日	水曜日午前中	◎ なんでも相談。関係機関との連携を密にする。また、気軽におしゃべりできる場とする。
活 ふれあいサービス	水曜日午前中	◎ 電話で受付、ボランティアへ連絡する。 ◎ ふれあいサービスの再構築する。
活 輪投げ	土曜日午前中	◎ 住民各層に輪投げを広げる。引きこもりがちな方を勧誘する。（協働センター玄関前）
活 健康教室	7. 2	◎ 要介護予防のため65歳以上の住民を対象に7月に認知症予防講座を、2月に冬の健康講座、健康体操、談話、ゲームを通して生活の活性を図る。
活 サロン活動	随時	◎ ヘルスボランティア大地のおしゃべりサロン（6回） ◎ 県住サロン（6回） ◎ 2丁目サロン（6回） ◎ 3丁目サロン（6回） ◎ 4丁目サロン（6回）

活	親子柏餅	4	◎ 昭和日に因んで三世代で手作り柏餅づくりを実施する。
活	昔の遊び	10	◎ 協働センターの「ふるさとまつり」の一環として子どもたちと年寄りの世代間交流を図る「昔の遊び」開催する。
活	世代間交流事業「餅つき大会と輪投げた大会」	12	◎ 協働センターで子どもに餅つき体験をさせることを目的とし、子ども会、子ども会の親、老人クラブと三世代の交流を図る。(歳末福祉事業補助金)
活	新春を寿ぐ昼食会	1	◎ ひとり暮らしの後期高齢者を招き、自治会長、民生・児童委員、ボランティアとともに昼食を楽しむ。また、余興も楽しんでもらう。(歳末福祉事業補助金) 1・2・3丁目 協働センター 県住 県住集会所 4・5・6丁目 協働センター
活	男性の為の料理教室	2	◎ 高齢を迎える男性の将来的な食生活の不安解消のためと脳の活性化のために料理教室を開催する。
活	子育て支援	毎月第1月曜日	◎ 学校教育と地域住民とでのあいさつ運動を兼ねた登校指導の実施。
広	地区社協だより・ニュースの発行	随時	◎ 各戸配布、回覧、ホームページで地区社協の活状況や福祉に関する情報を流すとともに地域福祉の啓発をする。(活動の記録の保存)
研	講演会	11	◎ 「老いてますます元気」講座第6章を開催する。
研	ボランティアグループの発掘	随時	◎ 地区内のボランティアを発掘する。そして継続的な育成と支援をする。
研	研修会	随時	◎ 社会福祉活動の理解を深めるためボランティア研修会、講演会に参加する。(施設の見学も)
	その他	随時	◎ 必要に応じ企画委員会で検討する。

第5号議案

平成26年度佐鳴台地区社会福祉協議会予算

収入の部

単位：円

科 目	25年度予算額	26年度予算額	増減	説 明
市社協補助金	103,000	103,000	0	運営費補助金
市社協補助金	140,000	140,000	0	活動費補助金
市社協補助金	250,000	250,000	0	歳末福祉事業補助金
市社協補助金	20,000	20,000	0	ボランティアコーナー運営支援事業補助金
市社協補助金	15,000	15,000	0	ふれあいサービス事務費
市社協補助金	100,000	100,000	0	サロン運営事業補助金
市補助金	100,000	100,000	0	市補助金
連合会補助金	240,000	240,000	0	佐鳴台自治会連合会補助金
その他の収入	50	50	0	預金利子
繰越金	403,959	419,136	15,177	前年度繰越金(花見会資金)
合 計	1,372,009	1,387,186	15,177	

支出の部

単位：円

科 目	25年度予算額	26年度予算額	増減)	説 明
事務費	100,000	100,000	0	電話代等
広報費	150,000	150,000	0	地区社協ニュース印刷代等
活動費	1,000,000	1,000,000	0	花見会40万、講演会5万、昔の遊び5万、三世代交流餅つき大会10万、新春を寿ぐ昼食会19万、男の料理教室等4万、保険2万、その他活動費15万
備品費	50,000	50,000	0	備品費
予備費	72,009	87,186	15,177	予備費
合 計	1,372,009	1,387,186	15,177	

科目間の流用は認める。

佐鳴台地区社会福祉協議会会則

(目的)

第1条 本会は、佐鳴台地区内のすべての住民が明るく豊かに生きていくため、お互いに協力し合い、幸せと健康に満ちた生きがいのあるまちづくりを推進していくことを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民福祉を増進するための組織活動
- (2) 住民福祉を増進するための調査及び研究
- (3) 住民福祉を増進するための地域福祉活動
- (4) 問題解決のための具体的な在宅福祉活動
- (5) 社会資源の発見と開発
- (6) その他目的達成に必要な事業

(名称及び事務所)

第3条 本会は、佐鳴台地区社会福祉協議会（以下「佐鳴台地区社協」と言う）と言い、事務所を佐鳴台協働センター内に置く。

(会員)

第4条 佐鳴台地区社協の会員は、佐鳴台地区の住民及び佐鳴台地区の各種団体等のうち、佐鳴台地区社協の趣旨に賛同して協力するものをもって会員とする。

(組織及び任期)

第5条 佐鳴台地区社協は、会員の中から推進委員会を組織し、委員は、60名以内とする。

2. 推進委員は、佐鳴台地区自治会長及び佐鳴台地区社協に入会した佐鳴台地区各種団体等の代表者で協議し、選任する。
3. 委員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役職をもって委員に就任した者は、その役職の在任期間とする。

(役員)

第6条 佐鳴台地区社協に推進委員の中から次の役員を置く。

- | | | | | | |
|----------|-----|---------|----|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 2名 | (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 企画委員 | 若干名 | (5) 会計 | 1名 | (6) 監事 | 2名 |

2. 会長は、佐鳴台自治会連合会長をもって充て、役員は、推進委員の互選による。

(顧問・相談役)

第7条 佐鳴台地区社協に若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、佐鳴台地区社協を代表し、佐鳴台地区社協の会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
3. 事務局長は、佐鳴台地区社協の事務を掌理する。
4. 企画委員は、事務長のもとで佐鳴台地区社協の事業を企画立案する。
5. 会計は、佐鳴台地区社協の会計事務に当たる。
6. 監事は、佐鳴台地区社協の会計事務及び会務執行の状況を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2. 役職をもって役員に就任した者の任期はその役職の在任期間とする。

(会報)

第10条 佐鳴台地区社協の会議は、総会、役員会及び推進委員会とする。

(会議の招集)

第11条 会議は会長が召集し、会長が会議の議長となる。

(会議の開催)

第12条 総会は、毎年1回(4月または5月)開催し、役員会及び推進委員会は、必要に応じて開催する。

(決裁の方法)

第13条 会議は、出席者め過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第14条 役員会は、推進委員会に付議する次事項を審議する。

(推進委員会)

第15条 推進委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業方針並びに運営に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則の改廃に関する事項
- (4) 総会に付議する事項

(総会)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

- (5) 事業計画及び事案報告に関する事項
- (6) 予算及び決算に関する事項
- (7) 会則の改廃に関する事項
- (8) その他、住民福祉に関する重要事項

(専門部)

第17条 会長は、必要があると認めるときは、役員会及び推進委員会に諮り、専門部を設けることができる。

(会計)

第18条 佐鳴台地区社協の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 浜松市社会福祉協議会からの補助金
- (2) 浜松市からの補助金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第19条 佐鳴台地区社協の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(事務報告)

第20条 会長は、毎年度の事業計画及び粗餐決算の事務報告を浜松市社会福祉協議会会長に提出するものとする。

(補則)

第21条 この会則に定めるものの佐鳴台地区社協の運営に関し必要な事項は、会長が役員会及び推進委員会に諮って定める。

附則

この会則は、平成13年12月15日から施行する。

佐鳴台地区ふれあいサービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、佐鳴台地区に住むすべての人が安心して暮らせるようお互いに支え合い、助け合う地域福祉の一環として困った時の家事支援を重点とした体制を作り、活動することを目的とする。

(名称)

第2条 この事業の名称は、「佐鳴台地区ふれあいサービス事業」という。

(利用対象者)

第3条 この事業のサービスを受けることができる者は、佐鳴台地区社会福祉協議会の会員（佐鳴台地区自治会の会員）で次にあげる場合とする。

- (1) 高齢者及びこれに準ずる者で、家族等の支援が困難な場合。
- (2) その他、特に事務局が必要と認めた場合。

(サービスの内容)

第4条 このサービスの内容は、別に定める。

(利用時間)

第5条 このサービスの利用時間は、原則として月曜から車時日の10:00～12:00と13:00～16:00までとする。

ただし、受付時間は、毎週水曜日の9:00～11:00までとする。

(利用料金)

第6条 このサービスの利用料金は、1時間につき500円とする。ただし、サービスに伴う経費については、利用者負担とする。

(利用者の申込方法・問い合わせ)

第7条 利用者またはその家族が地区社協「ふれあいコーナー」(協働センター内)へ電話、ファックス(447-7477)または口頭で申し込む。

ただし、利用者の状況により民生・児童委員並びに自治会長の協力を得ることができる。

(組織)

第8条 この事業の組織は、第9条に定める役員とサービスの担い手のボランティア会員と利用者とし、会費は無料とする。

(役員)

第9条 この組織には、次の役員を置く。

- (1) 事務局2名
- (2) 受付担当(自治会代表、民生・児童委員代表)2名
- (3) ボランティア代表2名
- (4) 会計(自治会連合会会計)1名

(ボランティアの登録)

第10条 ボランティアとして登録し、会員証を交付する。ボランティアは活動中会員証を携帯する。

(ボランティア保険)

第11条 ボランティアはボランティア保険に加入するものとし、保険料は、佐鳴台地区社会福祉協議会が負担する。

(活動実費)

第12条 サービスを行って要した実費は、サービスを受けた者が負担する。

(守秘義務)

第13条 サービスを提供して知りえた利用者やその家族に関する個人の秘密は、決して他人に漏らしてはならない。

(禁止行為)

第14条 政治的行為、宗教的行為、経済的行為を禁止する。また、人権を侵害する言動は慎む。

(会議の招集・開催)

第15条 この事業の円滑な運営をするため役員会を開催する。召集は、事務局長が行い、出席者は第9条の役員とする。この会議には、必要に応じて佐鳴台地区社会福祉協議会の企画委員の出席を要請することができる。

定例会は、毎月第1水曜日に開催し、前月分の活動内容と活動費の支払いを行う。

(研修会)

第16条 この事業活動を円滑にするため必要な研修会を行う。

(会計)

第17条 この事業の会計は、佐鳴台地区社会福祉協議会の活動費の一部を充て、会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画・予算及び報告)

第18条 事務局は、事業計画及び予算書を作成し、地区社会福祉協議会会長へ提出しなければならない。また、事業完了後は、事業実施報告書及び決算書を地区社会福祉協議会会長へ提出しなければならない。

(委任)

第19条 この要項に規定するものの他、この事業の運営に必要な事項は、地区社会福祉協議会会長が第9条に定める役員会の承認を得て定める。

(附則)

この要項は、平成19年7月1日から施行する。

(附則)

この要項は、平成20年5月10日から施行し、平成20年4月1日から適用する。